

全国生活衛生・食品安全関係主管課長会議資料

平成 29 年 3 月 1 日（水）

消費者庁



# 消費者安全課

## 食品に関するリスクコミュニケーションへの対応

### 従前の経緯

- 消費者庁はこれまで食品安全基本法等に基づき、関係省庁等と連携して、食品に関するリスクコミュニケーションに積極的に取り組んできた。具体的には、食品中の放射性物質の問題をはじめとする様々なテーマに関して、消費者の食品に関する意識を把握し、消費者等に食品のリスクに関する正確な情報を提供してきたところである。
- これまで消費者庁が実施したリスクコミュニケーションの取組の成果とリスクコミュニケーションを取りまく現状を検証し、今後の望ましい在り方を検討するために「食品に関するリスクコミュニケーション研究会」を設置し、議論の結果として報告書が取りまとめられた。今後は、同報告書に基づき、次の点について取組む。

### 今後の取組

- 食品と放射能 Q&A の更新に加えて、新たに健康食品や残留農薬、食品添加物、遺伝子組換え食品等の分野についてわかりやすい Q&A を作成。
- 消費者庁が関わるリスクコミュニケーションのテーマは、今後は次の観点から選定。
  - 1) 食品の安全性の確保に関する施策の策定や変更等がある場合
  - 2) 食品等により健康被害が生じる可能性があるもの（健康食品等）
  - 3) その他消費者の関心が高いもの（リスクが適切に管理され、明確な健康被害は生じていないが消費者の関心が高いもの（残留農薬、食品添加物、遺伝子組換え食品等））
- 食品中の放射性物質に関する意見交換会等については、福島県等の被災地から消費地へ重心を移して実施。
- 意見交換会等に関心が低い消費者への対応として、以下を実施。
  - 1) 人が集まる日や場所でのリスクコミュニケーションの実施・支援、
  - 2) 地方公共団体・事業者等の多様な主体・多様な形式によるリスクコミュニケーションの実施の支援、
  - 3) 効果的な形式・伝え方等の手法の検討
- 地方公共団体等が積極的にリスクコミュニケーションに取り組むことを支援するため、引き続き、消費者庁職員の派遣、有識者の紹介、会場借料等の協力支援を行うことに加え、新たに、消費者庁がこれまでに実施・支援してきた意見交換会等のテーマ一覧、運営マニュアル等を提供。

**都道府県等に対する要請**

- 食品に関するリスクコミュニケーションの実施について、講演をお願いする有識者への謝金、当庁職員の派遣、会場借料の分担等、開催経費等について応分の協力は可能である。協力内容には、金銭的な支援に加え、当庁が有するノウハウをまとめたマニュアルの提供も含まれる。リスクコミュニケーションの実施を検討される際には、ご相談いただきたい。
- 地域の事業者が行う消費者向け工場見学等の機会を捉えて、食品衛生をテーマとした情報提供や意見交換の時間を盛り込むことで、当該見学会をリスクコミュニケーションとして位置づけることが可能となる。この場合も、当庁からは、講師役の有識者への謝金、当庁職員の派遣等、一定の協力は可能であるのでご相談いただきたい。
- 次に、最近の消費者庁と地方自治体とで協力して行ったリスクコミュニケーションの例をお示しするので、参考とされたい。(平成28年12月以降主なもの)

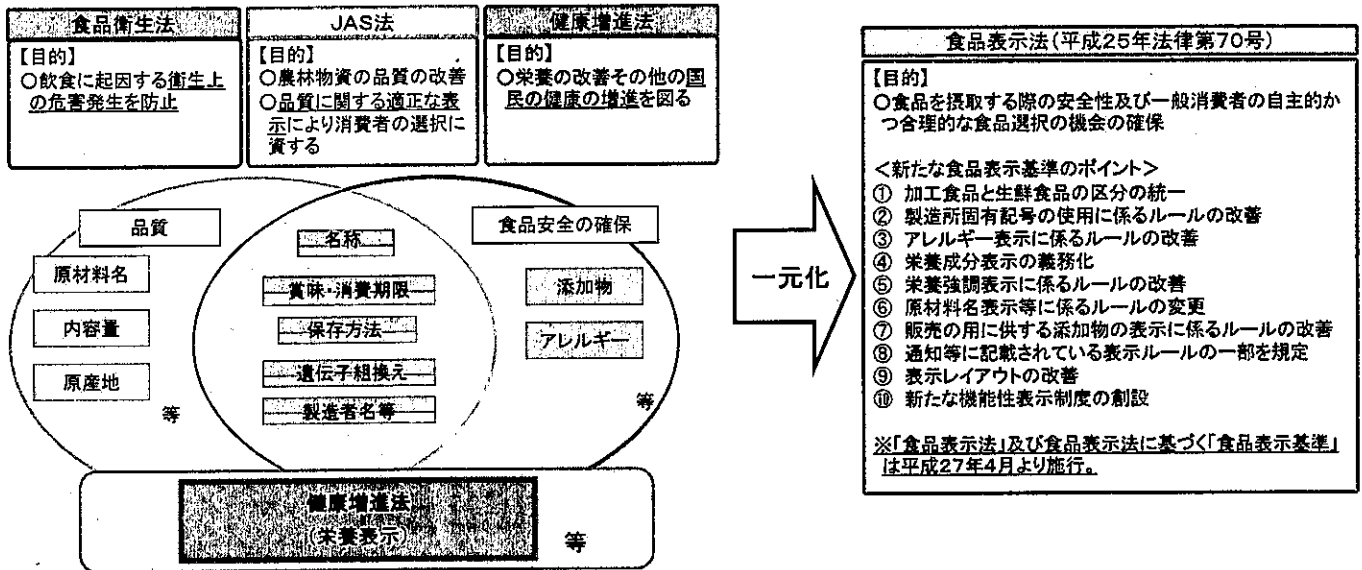
日時・共催者	テーマ	構成概要
<平成28年12月17日> 名古屋市 消費者庁	食品中の 放射性物質	・有識者(近畿大学 理工学部電気電子工学科原子力研究所教授 渥美寿雄氏)による基調講演/市職員、生産者、流通事業者、消費者団体からの情報提供 ・当庁職員を交えたパネルディスカッション、質疑応答 ※当庁が会場借料を負担
<平成29年2月9日> 習志野市消費生活研究会 習志野市 消費者庁	健康食品	・有識者(国立健康・栄養研究所 情報センター健康食品情報研究室長 千葉剛氏)による基調講演/当庁職員を交えた質疑応答 ※当庁が講師謝金負担
<2月18日> 茨城県土浦保健所 消費者庁	食品添加物	・有識者(国立医薬品食品衛生研究所 食品添加物部 部長 佐藤恭子氏)による基調講演/県職員からの情報提供/食品事業者、当庁職員を交えたパネルディスカッション、質疑応答 ※当庁が講師謝金負担
<3月9日>(予定) 大学生協関西西北陸事業連合 兵庫県 消費者庁	食品安全全般 (リスクアナリシスの考え方)	・工場及びサイロ見学(製粉工場) ・有識者(前食品安全委員会委員長 熊谷進氏)による基調講演/当庁職員を交えた質疑応答



# 食品表示企画課

# 食品表示の一元化について

- 食品の表示について一般的なルールを定めている法律には、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の三法があったが、目的の異なる三法それぞれに表示のルールが定められていたため、制度が複雑で分かりにくいものであった。
- 食品の表示に関する規定を統合して包括的かつ一元的な食品表示制度とするため、食品表示法(平成25年法律第70号)を創設し、平成27年4月に施行。
- 具体的な表示ルールは食品表示法に基づく食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に規定。



## 食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会

### 検討項目

購入時に食品自体が遠隔地にある場合、消費者は当該食品を手にとってその表示を確認することができないことなどの事情を踏まえ、インターネット販売に係る情報に関する次の事項を検討

- (1) 必要な情報の内容
- (2) 必要な情報提供の方法
- (3) 情報提供の促進のための方策
- (4) その他

### スケジュール

平成28年11月18日の第10回懇談会において、報告書案の取りまとめを行い、平成28年12月13日に報告書を公表した。

- |         |             |
|---------|-------------|
| 第1回懇談会  | 平成27年12月4日  |
| 第2回懇談会  | 平成28年1月26日  |
| 第3回懇談会  | 平成28年3月9日   |
| 第4回懇談会  | 平成28年3月30日  |
| 第5回懇談会  | 平成28年4月28日  |
| 第6回懇談会  | 平成28年5月24日  |
| 第7回懇談会  | 平成28年8月10日  |
| 第8回懇談会  | 平成28年9月13日  |
| 第9回懇談会  | 平成28年10月20日 |
| 第10回懇談会 | 平成28年11月18日 |

### 構成員

片岡 康子	一般社団法人新経済連盟事務局
岸 克樹	日本チェーンストア協会食品委員会委員
小柳 輝	アジアインターネット日本連盟
斉藤 剛	株式会社高島屋クロスメディア事業部総務部部长
迫 和子	公益社団法人日本栄養士会専務理事(座長代理)
笹川 博子	日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部本部長
澤木 佐重子	公益社団法人全国消費生活相談員協会食の研究会代表
武石 徹	一般財団法人食品産業センター企画調査部部长
竹内 淑恵	法政大学経営学部教授
松岡 萬里野	一般財団法人日本消費者協会理事長
丸山 正博	明治学院大学経済学部教授
森田 満樹	消費生活コンサルタント
湯川 剛一郎	東京海洋大学先端科学技術研究センター教授(座長)



# 食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会報告書概要

平成28年12月 消費者庁

(懇談会(座長: 湯川剛一郎 東京海洋大学先端科学技術研究センター教授)は、平成27年12月から10回開催)

## 懇談会設置の背景

- 食品表示法(平成25年法律第70号)の目的は、消費者がインターネット等を通じて食品を購入する場合にも尊重されるべき理念。  
※食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保
- インターネット等を利用して食品を購入する場合、食品自体は遠隔地にあるため、消費者は購入時にラベル表示を確認できない。
- 食品のインターネット販売は、近年、その利用が急増し、今後も成長が見込まれる業態であり、消費者の利用も一層増えることが見込まれるため、その情報提供の在り方について検討を行い、参考となる取組例を周知する必要がある。

- 【参考】消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)(抜粋)
- (3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用(略)
- 同法(作成者注:食品表示法)に基づく新たな食品表示制度について、消費者、事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図るとともに、インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示の在り方などの個別課題について順次実態を踏まえた検討を行う。(略)

## 懇談会の提言① 情報提供の在り方

### 【消費者のニーズ】

食品をインターネットで購入する場合でも、選択肢が増えるよう、義務表示事項に係る情報を確認した上で購入したい。

### 【事業者の実状】

- ・消費者のニーズに合わせたウェブサイト作りの必要。
- ・義務表示事項に係る情報提供に当たっては、様々な課題を克服する必要。

事業者は、消費者が購入時に食品の義務表示事項と同等の情報の内容を確認できるような環境を整備することを目標としつつ、以下のポイントを参考に、段階的に情報提供の取組を推進・拡大することが望まれる。

### <ポイント>

- 対応できる、情報や商品から取組を進める。  
・消費者ニーズの高い情報から取組を進める。  
・商品画像やサイズ、配送時の冷凍・冷蔵等の別などについても、消費者の利便性を高める情報として提供されることが望ましい。
- 消費者に分かりやすい方法で提供することが重要。  
・ラベル表示を参考にしたり、インターネットの特性(リンクや画像貼付等)をいかして提供することが考えられる。
- 業者間の情報伝達の円滑化を図る。  
・供給者と販売者の関係性構築により、効率的に消費者へ情報提供できると考えられる。

## 懇談会の提言②

### 事業者の自主的な取組について

義務表示事項に係る情報提供の取組を進めるため、事業者には、本報告書を参考として、業態や業界ごとに、情報提供の方針やガイドライン等を自主的に検討・作成することが望まれる。

## 懇談会の提言③

### 消費者への普及・啓発

行政、消費者団体、事業者団体等は、消費者に対して、インターネット販売における義務表示事項に係る情報提供の取組等に関する普及・啓発を行うことが望まれる。

義務表示事項に係る情報提供に適切に取り組んでいる事業者が消費者から選択されることにより、事業者の更なる取組の促進につながると思われる。

## その他

- ・本報告書の内容については、カタログやテレビ等を介する通信販売においても参考とすることが望まれる。
- ・事業者の取組に当たっては、参考資料(消費者向け及び事業者向けアンケートの結果)の活用も望まれる。

# 加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会

## 検討項目

- (1) 現行の加工食品の原料原産地表示制度や取組の検証
- (2) 加工食品の原料原産地表示の拡大に向けた具体的な方策
- (3) その他

## スケジュール

平成28年11月2日の第10回検討会において、報告書案の中間的な取りまとめを行い、平成28年11月29日に報告書を公表した。

- 第1回検討会 平成28年1月29日
- 第2回検討会 平成28年3月1日
- 第3回検討会 平成28年3月31日
- 第4回検討会 平成28年4月27日
- 第5回検討会 平成28年6月13日
- 第6回検討会 平成28年7月26日
- 第7回検討会 平成28年8月23日
- 第8回検討会 平成28年9月12日
- 第9回検討会 平成28年10月5日
- 第10回検討会 平成28年11月2日

## 構成員

池戸 重信	宮城大学 名誉教授
襟 友彦	日本チェーンストア協会 食品委員会 委員
市川 まりこ	食のコミュニケーション円卓会議 代表
岩岡 宏保	一般社団法人全国消費者団体連絡会 共同代表
金井 健	全国農業協同組合中央会 常務理事
近藤 康二	公益社団法人中央畜産会 常務理事
齊藤 秀樹	公益財団法人全国老人クラブ連合会 常務理事
鈴木 忠	日本園芸農業協同組合連合会 専務理事
田熊 元彦	株式会社伊藤園 生産本部 副本部長 執行役員
武石 徹	一般財団法人食品産業センター 企画調査部 部長
竹内 淑恵	法政大学 経営学部 教授
富松 徹	味の素株式会社 品質保証部 品質保証推進グループ長
永田 裕子	公益社団法人全国消費生活相談員協会 食の研究会 副代表
長屋 信博	全国漁業協同組合連合会 代表理事専務
夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会 幹事
毛利 嘉宏	株式会社野菜くらぶ 専務取締役
森光 康次郎	お茶の水女子大学大学院 教授(座長)

# 加工食品の原料原産地表示の拡大（平成28年11月）

## 表示対象加工食品：

### 国内で製造した全ての加工食品

（ただし、現行同様、外食、いわゆるインスタ加工等を除く。）

## 表示対象原材料：

### 製品に占める重量割合上位1位の原材料

## その他：

- 義務表示は、食品の容器包装に表示する。
- 可能性表示や大括り表示等をした場合は、インターネットなどにより、自主的に補足的な情報開示に努める。
- 実施までに一定の経過措置期間をおく。
- 制度内容や用語の意味等について、消費者啓発を推進する。

## 表示方法：

### 現行同様、国別重量順に表示

例：（A国、B国）  
（A国、B国、その他）

実行可能性を踏まえ、認められる条件、誤認防止への対応を定めた上で、以下の規定を導入

### 可能性表示

国別重量順表示を行った場合に、産地切替えなどのために容器包装の変更が生じると見込まれる場合

例：（A国又はB国）  
（A国又は国産）  
（A国又はB国又はその他）と表示しても可

過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

### 大括り表示

例：（輸入）  
（輸入、国産）と表示しても可

国別重量順表示を行った場合に、3以上の外国の産地表示に関して、産地切替えなどのために容器包装の変更が生じると見込まれる場合

### 大括り表示＋可能性表示

例：（輸入又は国産）と表示しても可

過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

### 中間加工原材料の製造地表示

（対象原材料が中間加工原材料である場合）

例：（A国製造）（国内製造）

※生鮮原材料まで遡って表示できる事業者は、表示しても可

※製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、可能性表示など上記の考え方を準用

# 機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会

## 検討項目

- (1) 栄養成分の取扱い  
（食事摂取基準に摂取基準が策定されている栄養成分（ビタミン・ミネラルなど）の取扱い）
- (2) 機能性関与成分が明確でない食品の取扱い
- (3) その他

## スケジュール

平成28年11月25日の第11回検討会において、報告書案の取りまとめを行い、平成28年12月27日に報告書を公表した。

## 構成員

赤松 利恵	お茶の水女子大学基幹研究院自然科学系教授
上原 明	日本OTC医薬品協会副会長
梅垣 敬三	国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 情報センター長
合田 幸広	国立医薬品食品衛生研究所薬品部部长
河野 康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長
迫 和子	公益社団法人日本栄養士会専務理事
佐々木 敏	東京大学大学院医学系研究科教授
津木佐重子	公益社団法人全国消費生活相談員協会食の研究会代表
関口 洋一	一般社団法人健康食品産業協議会会長
田口 義明	名古屋経済大学 教授・消費者問題研究所長
寺本 民生	帝京大学臨床研究センター長（座長）
戸部 依子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会消費生活研究所長
宮島 和美	公益社団法人日本通信販売協会理事
宗像 守	日本チェーンドラッグストア協会事務総長
森田 満樹	消費生活コンサルタント
山本(前田)万里	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所 食品機能研究領域長
吉田 宗弘	関西大学副学長

第1回検討会	平成28年1月22日
第2回検討会	平成28年2月16日
第3回検討会	平成28年3月15日
第4回検討会	平成28年4月26日
第5回検討会	平成28年5月26日
第6回検討会	平成28年6月30日
第7回検討会	平成28年8月4日
第8回検討会	平成28年9月1日
第9回検討会	平成28年10月4日
第10回検討会	平成28年10月18日
第11回検討会	平成28年11月25日

# 「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会報告書」概要

平成28年12月 消費者庁

## 検討会設置の背景

- 規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)を踏まえ平成27年4月から機能性表示食品制度がスタートしたが、「栄養成分」及び「機能性関与成分が明確でない食品」は制度の対象外であり、その取扱いが今後の検討課題となった。
- 消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)において、残された検討課題についても施行後、速やかに検討に着手することとされた。
- 消費者庁長官の下、本検討会が設置され(座長:寺本民生帝京大学臨床研究センター長)平成28年1月から同年11月までの全11回にわたり検討を行った。

【参考】消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)(抜粋)  
新たに施行される機能性表示食品制度については、施行状況の把握を行い、必要に応じて制度の見直しを行うとともに、残された検討課題についても施行後速やかに検討に着手する。その際は、幅広い関係者の意見を十分活用するものとする。

## 検討課題① 栄養成分の取扱い

- 糖質、糖類  
機能性表示食品制度の対象とする。  
(主としてエネルギー源とされる成分(ぶどう糖やでんぷん等)を除く。)
- ビタミン、ミネラル  
栄養機能食品制度において別途検討する。  
[参考:栄養機能食品制度]  
・個別の許可・届出不要  
・成分ごとに国が機能について定型文を設定  
・現在、ビタミン・ミネラルの一次機能(生命維持のための機能)の表示が可能

## 検討課題② 機能性関与成分が明確でない食品の取扱い

- 特定の成分で機能が部分的に説明できる「植物エキス及び分泌物」  
機能性表示食品制度の対象とする。  
※ただし、エキス等全体として科学的根拠が得られたエキス等との同等性が担保される必要がある。

## その他

これまで非公開とされていた機能性関与成分の定性確認及び定量確認の分析方法は、原則公開とする。

## 国の関与等

- ・消費者庁における体制の整備(届出等に関するガイドライン、届出データベース、人員体制等)
- ・健康被害情報の収集・評価の標準化
- ・消費者教育の充実(バランスの取れた食生活の普及啓発、保健機能食品制度の理解促進等)
- ・機能性表示食品制度の適切な運用に向けた事業者の責務

ほか

# 特別用途食品制度に関する検討会

## 検討項目

- (1)新たな食品区分に追加する仕組み
- (2)えん下困難者用食品の区分に応じた許可表示の見直し
- (3)とろみ調整食品の規格
- (4)その他

## スケジュール

平成28年11月9日の第4回検討会において、報告書案の取りまとめを行い、平成28年11月30日に報告書を公表した。

- 第1回検討会 平成28年2月9日
- 第2回検討会 平成28年6月17日
- 第3回検討会 平成28年9月14日
- 第4回検討会 平成28年11月9日

## 構成員

- 青山 充 公益財団法人日本健康・栄養食品協会事務局長
- 石見 佳子 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所食品保健機能研究部部长
- 伊藤 善典 埼玉県立大学教授
- 佐々木 雅也 滋賀医科大学医学部附属病院病院教授
- 下浦 佳之 公益社団法人日本栄養士会常務理事
- 戸部 依子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会食生活特別委員会委員長
- 中村 丁次 神奈川県立保健福祉大学学長
- 深柄 和彦 東京大学医学部附属病院准教授
- 渡邊 和久 公益社団法人日本薬剤師会常任理事
- 松本 吉郎 公益社団法人日本医師会常任理事

# 遺伝子組換え表示の検討について

○ 平成28年4月より、遺伝子組換え表示の検討に当たって必要な調査を実施している。各調査は全て本年度末までに終了する予定としており、調査終了後、速やかに有識者等を構成員とする検討の場を設けることとしている。

## ① 表示対象品目の検証

### 【現状】

表示対象品目は、安全性が確認された農産物を主な原材料とする加工食品のうち、加工工程後も組み換えられたDNA等が残存する食品(大豆など8品目及び33加工食品群)に限定されている。

### 【課題】

組み換えられたDNA等が検出できないしょうゆ、植物油及び糖等を表示の対象とすべきか。

### 【調査】

最新の分析技術を用いて、組み換えられたDNA等が検出できるか検証する。(品目:しょうゆ、植物油、糖など)

※国立医薬品食品衛生研究所に検証を依頼済み(平成28年4月～)  
→検証結果は平成29年3月末に判明

## ② 意図せざる混入率の検討

### 【現状】

非遺伝子組換え農産物の分別生産流通管理において、5%の意図せざる混入が認められている。

### 【課題】

世界的に遺伝子組換え農産物の生産が増加傾向にある中で、意図せざる混入率の引き下げが可能か。(例:韓国3%、EU0.9%)

### 【調査】

遺伝子組換え農産物(トウモロコシ及び大豆)の主な輸入国である米国及びカナダの分別生産流通管理の状況を調査する。(米国:10月中旬、カナダ:10月下旬)

※(一財)食品産業センターに流通実態調査等を委託済み(平成28年6月～)  
→平成28年12月末に調査終了、現在結果整理中

## ③ 消費者意向調査

### 【現状】

消費者団体から次の項目の要望が挙げられている。  
○ 意図せざる混入率(5%)の引き下げ  
○ 表示対象品目の拡大  
○ 主な原材料(表示対象原材料)の拡大

### 【課題】

消費者団体からの要望事項に関し、実際に消費者の意向を調査し、遺伝子組換え食品の安全性の確保及び表示制度の充実を目的に、これらの事項の検討を行う必要があるか。

### 【調査】

遺伝子組換え食品やその表示に関する意識についてアンケート調査を行う。

※調査事業受託業者にアンケート調査を委託済み(平成28年11月～)  
→検証結果は平成29年3月上旬に判明

# 特定保健用食品の関与成分に関する調査結果を受けた対応について

平成28年11月29日 消費者庁

## 課題

許可条件どおりの製品が販売されているか把握できていない。

許可後に販売の状況を正確に把握できていない。

新たな科学的知見の報告が法的に明確化されていない。

## 対応

1.平成28年度に前倒して買い上げ調査の実施(対象は今回の調査で試験時期が古い品目及び自社分析品目)

2.第三者機関による定期的な分析を義務化(次長通知の改正)

3.販売の有無に関する定期的な調査(毎年1回)の実施とその結果を許可(承認)一覧に追記

4.新たな科学的知見を入手した場合、消費者庁への報告を義務化(内閣府令の改正)

5.申請者と連絡がつかない品目について、許可(承認)一覧に状況等を追記(平成28年11月1日) 済

6.失効届の提出依頼を課長通知にて発出(平成28年11月9日) 済

⇒消費者に対して、特定保健用食品の最新かつ正確な情報を提供する。

**表示対策課  
食品表示対策室**

## 「アレルギー患者が食べられる」と称する卵の販売サイトに関する注意喚起について

平成22年10月29日

消費者庁

### 1. インターネットにおける事例

今般、インターネットにおいて「アレルギー患者が食べられる」と称する卵を販売しているサイトがいくつか認められました。

これらのサイトでは、「卵アレルギーの方にも食べていただいている」、「子供さんのアトピー（卵アレルギー）が出ない。くさみが卵アレルギーの最大の原因」、「卵アレルギーも起こりにくい卵をどうぞ」、「安心して生で食べられる卵。アレルギーの方もぜひ試してほしい」等と記載があり、当該サイトを見た方が卵アレルギー患者でも食べられると受け取られる内容となっております。

また、「卵アレルギーだった息子も、私共が作った卵だけは食べることが出来るようになった。私共の想いが卵アレルギーのお子様をお持ちのご家族様へ届き、安心を提供できれば…」と考えている」といった旨の体験談を掲載しています。

### 2. 卵アレルギーに関する専門家の見解

卵アレルギーの原因となるアレルゲンは卵の主要成分であり、卵アレルギーの患者は発症を防ぐためには、卵の摂取を避ける必要があります。

サイトに掲載された体験談が事実であっても、全ての患者に当てはまるとは言えず、感受性の高い卵アレルギー患者は、通常卵は食べられません。

アレルギー患者に対して卵を少量食べさせる減感作療法が研究されていますが、アナフィラキシーを発症した際に適切な蘇生措置を講じる必要があるため医師の立会いの下行われます。医師の立会いがないまま当該卵を摂取してアナフィラキシーを発症した場合、患者の生命に関わる可能性があります。

### 3. 注意喚起

消費者庁としては、卵アレルギー患者が、これらのサイトの表現を信じて卵を購入し、摂取することがあれば、患者の生命に関わる可能性があるものとして、保健所を通じて、事業者に対し、卵アレルギー患者に誤解を与えない表現へ修正するよう指導しているところです。

また、これらの表現は、食品等に関して、公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示又は広告をしてはならないと規定する食品衛生法第20条に違反するおそれがあります。

広告内容にかかわらず、卵アレルギー患者のみならず、専門医の指導の下によるもの以外は、卵や卵を原料とする加工食品を食べないようにしてください。

(参考)

・卵アレルギーとは

食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち、食物抗原に対する免疫学的反応によるものを食物アレルギー (Food Allergy) と呼んでいます。卵アレルギーは、卵白の主要成分である卵白アルブミン、オボムコイド等がアレルゲンとなって引き起こされ、重症の場合、血圧低下、呼吸困難又は意識障害等、様々なアレルギー症状を呈し生命に危険が及ぶこともあります。

・アナフィラキシーとは

食物、薬物、ハチ毒などが原因で起こる、即時型アレルギー反応のひとつの総称。皮膚、呼吸器、消化器など多臓器に症状が現れます。時に血圧低下などのショック症状を引き起こします。こうした生命を脅かす危険な状態をアナフィラキシーショックと呼びます。

・アトピー性皮膚炎とは

かゆみのある湿疹を主病変とする疾患であり、症状の悪化、軽快を繰り返します。アレルギー体質の人におこりやすい病気です。食物だけではなく、ハウスダスト等が原因となることもあります。

(消費者庁ホームページ関係情報)

アレルギー物質を含む食品に関する表示 Q&A

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin12.pdf>

アレルギー物質を含む加工食品の表示ハンドブック

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin19.pdf>

《問い合わせ先》

消費者庁食品表示課 担当：江島、中田

Tel：03-3507-9221

# 生鮮食品に

栄養の表示をする場合、

決められたルールがあります！

野菜や果物・お肉・お魚などの  
容器包装（パッケージ）に  
栄養表示をする場合は、



食品表示法に基づく表示が必要です。

例えば、こんな表示が対象となります↓

「ビタミンCたっぷり」

「食物繊維を含む」

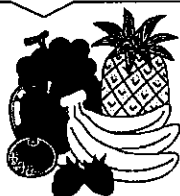
「たんぱく質は体を作る栄養素です。」

「低脂肪」



食物繊維を含む

ビタミンCたっぷり



表示方法は？！  
裏面をご覧ください

食品表示法は平成27年4月1日に施行され、生鮮食品の表示については、経過措置期間が終了しました。平成28年10月1日からは新しい基準で表示しなければなりません。



# 「栄養表示をしようとする」場合の表示について

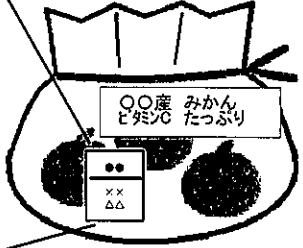
容器包装に、以下のA~Dの表示例のような文言等を記載する場合には、「**栄養成分表示**」が必要です。

## 共通表示事項

- 【基本5項目】  
 ①熱量 ②たんぱく質 ③脂質  
 ④炭水化物 ⑤食塩相当量  
(ナトリウムだけの表記は不可)  
 を順番に表示する必要があります。

栄養成分表示 ●●当たり

熱量	○●kcal
たんぱく質	△▲g
脂質	□□g
炭水化物	◆◆g
食塩相当量	★g
ビタミンC	☆mg
β-カロテン	■mg



**A** プロテイン大豆  
 たんぱく質は体を作る栄養素です。等(基本5項目に関する文言)

上記の共通表示事項【基本5項目】を表示する。

**C** ・高たんぱく質・低脂肪  
 ・ビタミンCたっぷり  
 ・食物繊維を含む等  
(「食品表示基準に規定する栄養成分」)

栄養強調表示に該当する。  
 【基本5項目】  
 + 【当該栄養成分※】  
 を枠内に表示する。  
 当該栄養成分の含有量が一定の基準以上(又は未満)であることが必要。  
 ※「合理的な推定による表示値の設定」はできません。

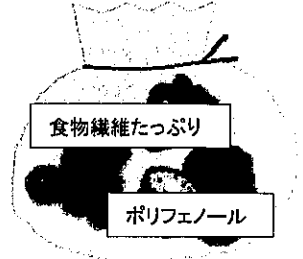
**B** ビタミンC、食物繊維等  
(基本5項目以外の「食品表示基準に規定する栄養成分」)

【基本5項目】  
 + 【当該栄養成分】  
 を枠内に表示する。

- 【高い旨】…「高」「豊富」「多」「たっぷり」
- 【含む旨】…「源」「供給」「入り」「添加」
- 【強調された旨】…「〇%強化」「増」
- 【含まない旨】…「無」「ゼロ」「フリー」
- 【低い旨】…「低」「控えめ」「少」「ライト」
- 【低減された旨】…「〇%減」「オフ」

※「食品表示基準に規定する栄養成分」一覧

熱量(エネルギー)	【ミネラル類】	【ビタミン類】
たんぱく質	亜鉛	ナイアシン
脂質	カリウム	パントテン酸
一飽和脂肪酸	カルシウム	ビオチン
一n-3系脂肪酸	クロム	ビタミンA
一n-6系脂肪酸	セレン	ビタミンB <sub>1</sub>
コレステロール	鉄	ビタミンB <sub>2</sub>
炭水化物	銅	ビタミンB <sub>6</sub>
一糖質	ナトリウム※ <small>(食塩相当量で表示)</small>	ビタミンB <sub>12</sub>
一糖類	マグネシウム	ビタミンC
一食物繊維	マンガン	ビタミンD
	モリブデン	ビタミンE
	ヨウ素	ビタミンK
	リン	葉酸



**D** DHA、オリゴ糖、アミノ酸、β-カロテン等(「食品表示基準に規定する栄養成分」の種類である栄養成分、構成成分、前駆体等)

【基本5項目】を表示する。  
 【当該成分】は枠外にするなどして区別して表示することができる。

ポリフェノール、グルコサミン等(「食品表示基準に規定する栄養成分」以外の成分)

栄養成分表示をしないことも可能。  
 【基本5項目】+【当該成分】(枠外にするなど区別)で表示することもできる。

**注意!**  
 ◆ビタミンCなどの「食品表示基準に規定する栄養成分」を強調表示する場合、栄養成分の量は、食品表示基準で規定された方法によって得なければなりません。  
 ◆栄養成分の量は、一定の値(〇g)又は下限値及び上限値(▲g~▽g)による表示が可能です。ただし、強調表示する場合は、下限値及び上限値で示された範囲が、食品表示基準で定める基準値以上又は未満でなければなりません。

根拠法令をホームページ等でご確認いただいた上で、ご不明な点は、消費者庁又はお近くの保健所にお尋ねください。

【問合せ先】消費者庁  
 ・表示制度に関する内容について：食品表示企画課  
 ・表示内容に係る取締りについて：表示対策課食品表示対策室  
 〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 電話 03-3507-8800 (代)

作成：平成28年11月

事務連絡  
平成28年12月26日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 食品表示主管部(局)長 殿

消費者庁 表示対策課 食品表示対策室長  
農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課  
食品表示・規格監視室長

食品表示法の執行機関の連携・協力に係る手順等について

日頃から、食品表示行政の推進に御尽力いただき感謝します。

さて、「平成27年の地方からの提案等に対する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）において、食品表示法（平成25年法律第70号）について、「食品関連事業者に対する指示等の事務・権限については、より一体性かつ実効性のある今後の執行体制の構築に資するよう、関係機関の適切な連携・協力に係る具体的な手順を地方公共団体に周知するなど、平成28年中に必要な支援を行う。」とされています。

今般、食品表示法に基づく指示等の事務・権限を有する執行機関の適切な連携・協力が図られるよう、別紙のとおり「食品表示法の執行機関の連携・協力に係る手順等について」を作成しましたので、対応方よろしく申し上げます。

なお、本件については、酒類の執行機関である国税庁（国税局・税務署）に連絡していることを申し添えます。

## 食品表示法の執行機関の連携・協力に係る手順等について

食品表示法においては、国（消費者庁、国税庁及び農林水産省）並びに都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）（以下「執行機関」と総称する。）が、表示事項、食品の種類等に応じた食品関連事業者に対する指示等の事務・権限（以下「措置権限」という。）を有している。

執行機関については、各種の取組を通じ、食品表示法に違反する不適正表示又はその疑いのある情報（以下「不適正表示等」という。）を把握した場合、関係する食品関連事業者に対する立入検査を行い、食品表示法違反を確認した場合は、違反事業者に対し、是正措置を講じている。

また、必要に応じ、他の執行機関に対する情報回付、他の執行機関との合同の立入検査の実施等の連携・協力が行われている。食品表示の適正化のためには、これら執行機関の連携・協力について、的確かつ速やかに行うことが重要であり、手順等について以下のとおり整理する。

## 1 被疑情報の回付

執行機関については、自ら措置権限を有していない不適正表示等を把握した場合は、速やかに次の事項を整理し、措置権限を有する執行機関に対して、メール等で回付するとともに、電話連絡の上、速やかにメール等の内容を確認することを促す。

なお、健康被害の発生又はそのおそれがある場合には、上記に加え、その状況をメール等で回付する。

- (1) 端緒
- (2) 不適正表示等の内容
- (3) 不適正表示等を把握した商品の種類、商品名、販売店舗等
- (4) 不適正表示等に係る食品関連事業者の名称・所在地
- (5) 関係する執行機関の名称
- (6) その他必要な事項

## 2 一の事案において複数の執行機関が立入検査を実施する場合の連絡、調整等

一の事案において複数の執行機関が立入検査を実施することが見込まれる場合は、関係する執行機関との間で迅速な情報共有等が可能となるよう、速やかに連絡体制を構築し、立入検査の方針を共有・調整する。

なお、同一の食品関連事業者に対して複数の執行機関が立入検査を行う場合は、不適正表示等の内容、食品関連事業者の規模等を踏まえ、合同の立入検査を行うか否かを速やかに判断する。

立入検査には速やかに着手することとし、関係する執行機関の間で状況を共有する。

### 3 国（消費者庁、国税庁及び農林水産省）への照会等

都道府県等については、国に対し、食品表示法に基づく指示等に関する法令の解釈を照会する場合、又は、立入検査に関する技術的な知見等を相談する場合は、個別具体的な内容とともに、可能であれば、自らの考え方を整理した上で、メール等により照会又は相談を行う。

消費者庁、国税庁及び農林水産省は、当該照会又は相談を受けた後は、都道府県等に対し、速やかに見解を示すよう努める。

### 4 その他

(1) 執行機関内において表示事項ごとに担当部署が異なる場合や出先機関を有する場合には、迅速な連絡調整が可能となるよう、体制を整えておく。

(2) 執行機関は、食品表示法以外の法律に違反する不適正な表示又は行為を把握した場合は、当該法律に基づく措置権限を有する行政機関に速やかに情報回付を行う。